第二東京弁護士会 会長 澤井 英久 同 研修センター 委員長 杉田 禎浩

2012年4月から継続研修制度が変わります!

平素より当会の継続研修制度にご協力いただき御礼申し上げます。さて、2012年4月1日より、継続研修の制度を、以下のとおり改正することとしましたのでお知らせいたします。

改正要旨

- (1) 履修すべき最低単位数の変更
 - 旧「年間12単位」→新「年間6単位」=2時間の研修を3回分
- (2) 認定対象となる研修の種類の明確化

二弁内部、日弁連、他の弁護士会,法務研究財団,及び日弁連交通事故相談センターの行う研修(並びに講師)

外部で行うもので、認定審査を要するもの等の特殊な類型(大学・大学院の講義の 受講及び講師、司法研修所の講師、自主研修、法律文献の執筆、並びに申請により認 定された外部研修実施団体(研修を実施する私企業や団体など)が主催する研修等) を廃止

- (3) 履修単位の登録方法の簡便化
- (4) 継続研修の1年度 旧「10月から翌9月」→新「4月から翌3月」

この改正で、会員の履修履歴の管理を合理化し、履修報告に要する負担を軽減しつつ、研修 の内容自体の一層の充実と提供方法の多様化を図ります。

研修制度を、今まで以上に積極的にご活用下さるようお願いいたします。

【移行措置等】

- ○2011 年 10 月 1 日~2012 年 3 月 31 日までの 6 ヶ月間を「2011 年度」とし、この間の取得単位は、2012 年 4 月 1 日を始期とする「2012 年度」への繰越しを認めます。この結果、2011 年度から 2012 年度の終期 (2013 年 3 月 31 日)までの 1 年半の最低取得単位は、6 単位となります。
- ○2011 年度の旧規定の研修は、次の場合に単位認定の対象とし、2012 年度への繰越しを認めます。
 - ・大学・大学院・司法研修所または第2種外部研修の講義で、当会へ報告されたもの
 - ・自主研修, みなし研修執筆で, 2012年4月30日までに申請されたもの
- ○詳細は,会員サービスサイト→研修・公益活動→「継続研修」にて「継続研修の手引き 2012 年版」をダウンロードしてご覧下さい。現在の各自の研修履修状況も,ご覧いただけます。
- ○手引きを印刷した冊子をご希望の方は、事務局司法調査課へご用命下さい。
- ○自主研修が単位認定の対象外となりましたが、旧制度の自主研修は上限6単位であり、これ以外に別途最低6単位(例:2時間の会内研修×3回)の研修が必要でした。
- ○大学・大学院の講義の単位認定がなくなることに伴い,海外に一定期間留学する会員から免除申請があれば,これを認めることになります(現在規則制定中)。
- ○2011 年度中入会の64期の会員の継続研修は、2013年4月1日から(「2013年度」から)です。

【研修制度に関する問い合わせ先】

第二東京弁護士会司法調査課 竹下・北田 TEL:03-3581-2259 e-mail:<u>kensyu@niben.net</u> 【会員サービスサイトの会員 I Dまたはパスワードの発行及びお忘れの場合】

E-mail: kanri@niben.or.jp (本文に会員氏名・登録番号ご記入のこと)